

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 8%液体硫酸バンド
会社名 : 株式会社 ライフ
住所 : 滋賀県米原市高溝 236 番地の 8
担当部門 : ケミカル事業部
電話番号 : 0749-52-5591
FAX番号 : 0749-52-2519
緊急連絡先の電話番号 : 株式会社ライフ TEL 0749-52-5591

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

物理化学的危険性

火薬類 : 分類対象外
可燃性・引火性ガス : 分類対象外
可燃性・引火性エアゾール : 分類対象外
支燃性：酸化性ガス : 分類対象外
高压ガス : 分類対象外
引火性液体 : 区分外
可燃性固体 : 分類対象外
自己反応性物質および混合物 : 分類対象外
自然発火性液体 : 区分外
自然発火性固体 : 分類対象外
自己発熱性物質及び混合物 : 区分外
水反応可燃性化学品 : 分類対象外
酸化性液体 : 区分外
酸化性固体 : 分類対象外
有機過酸化物 : 分類対象外
金属腐食性物質 : 区分外

健康有害性

急性毒性（経口） : 区分外
急性毒性（経皮） : 分類できない
急性毒性（吸入：ガス） : 区分対象外
急性毒性（吸入：蒸気） : 区分対象外
急性毒性（吸入：粉塵・ミスト） : 区分外
皮膚腐食性・刺激性 : 区分外
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 : 区分 2 Å
呼吸器感作性 : 分類できない
皮膚感作性 : 区分外
生殖細胞変異原性 : 分類できない
発がん性 : 分類できない
生殖毒性 : 区分外
標的臓器・全身毒性（単回暴露） : 区分外
標的臓器・全身毒性（反復暴露） : 区分外
吸引性呼吸器有害性 : 分類できない

環境有害性

水生環境急性有害性 : 区分外
水生環境慢性有害性 : 区分外

【GHSラベル要素】 絵表示またはシンボル



注意喚起語 : 警告
危険有害性情報 : 強い眼刺激

注意書き : 目に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
: 目の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。
: 取扱った後、手を洗うこと。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分 : 混合物（水溶液）
化学名 : 硫酸アルミニウム
別名 : 硫酸バンド
濃度又は濃度範囲 : 酸化アルミニウム (Al₂O₃) 8. 0%以上
化学式又は構造式 : Al₂(SO₄)₃ · XH₂O
官報公示整理番号 : 化審法 1-25
安衛法 公表化学物質
CAS 番号 : 10043-01-3（無水）
17927-65-0（XH₂O）

4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移動し、必要に応じて医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合 : 水及び石鹼を用いて付着部を洗い流す。
目に入った場合 : 清浄な水で15分間以上目を洗浄した後、必要に応じて眼科医の手当を受ける。
飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、コップ1~2杯の水又は牛乳を飲ませる。気分が悪いときは医師の手当て、診断を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤 : 周辺火災に適合した消火剤
特有の危険有害性 : 高温で分解する際、硫黄酸化物を発生する。
特有の消火方法 : 特になし
消火を行う者の保護 : 火災の種類にあった保護具
その他 : 周辺火災の場合には、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : 皮膚に付着にしないよう気を付ける。漏出時の処理を行なう際には、保護具を着用する。
保護具及び緊急時措置

- 環境に対する注意事項 : 盛土等で困って河川、水田等への流出を極力防止する。万一大量に流出し、一般市民、水棲生物への影響が懸念される場合には、直ちに関係官庁、供給者へ連絡する。
- 除去方法（回収、中和） : 流出物はできる限り空容器に回収し、回収不能分については消石灰、炭酸カルシウム、ソーダ灰等を用いて中和する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 取扱場所の近くに、手洗い洗眼等の設備を設ける。
- 安全取扱注意事項 : 漏洩の防止、接触・吸入防止のための個人保護具の着用。
- 保管
- 安全な保管条件 : 原液は pH2~3 であるため、SUS316 グレード以上のステンレススチール、塩化ビニール、ポリエチレン、FRP、ゴムライニング容器等必要な強度をもった耐酸性の容器に保管する。
保管の際には、上記の場合のほか直射日光を避け、高温物を近づけない。
- : 冬期の気温が低い場所では結晶が析出することがあるので保温が必要。
- : 冬期の気温が低い場所では-5℃以下で凍結するので貯槽や配管などの凍結防止対策が必要である。
- : 保管タンクは液が滞留しがちで長期保管すると沈殿物が生成し、注入ポンプや配管の閉塞原因となるので、保管タンクや配管などを定期的に清掃する（沈殿物の生成は使用状況および保管状況により異なるが、1年に1回程度を清掃の目安とする）。
- 安全な容器包装材料 : 鉄および SUS316 より低いグレードのステンレス材料に対して腐食性がある。
SUS316 グレード以上のステンレススチール、塩化ビニール、ポリエチレン、FRP、ゴムライニングなど必要な強度をもった耐酸性の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備等必要に応じて設置する。
- 管理濃度 : 設定されていない。
- 許容濃度 :
* 日本産業衛生学会(2005年度版) : 設定されていない
* ACGIH (2005年版) : 設定されていない
- 保護具 :
* 呼吸器の保護具 : 必要に応じて着用
* 手の保護具 : 耐酸性手袋着用
* 目の保護具 : ゴーグル型保護眼鏡
* 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透材質の保護着

9. 物理的及び化学的性質

- 外観（形状、色など） : 液体、透明， 無色～黄色がかったうすい褐色
- 臭い : なし
- 凝固点 : 約-12℃
- 沸点 : 101～110 °C

引火点	: データなし
蒸発速度	: データなし
爆発範囲の上限・下限	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
比重 (相対密度)	: 約 1.3 (at 20 ° C)
溶解度	: 水に任意の割合で混合
分解温度	: データなし

1 0. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の状態安定
危険な反応	: 強熱して蒸発乾固させ、さらに 770°C以上に熱すると有毒なガス (SOx) を発生する。 次亜塩素酸ソーダと混合すると有毒な塩素ガスを発生する。
避けるべき条件	: SUS316 グレード以下のステンレス・鉄
混触危険物質	: 次亜塩素酸ソーダ
危険有害な分解生成物	: データなし

1 1. 有害性情報

急性毒性	
経口	: マウス LD50 : 6, 207 [mg/kg]
腹腔	: マウス LD50 : 1, 735 [mg/kg]
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 軽度の刺激性がある。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	: 強い眼への刺激性がある。
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	: データなし
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	: データなし
吸引性呼吸器有害性	: データなし

1 2. 環境影響情報

生態毒性	
魚毒性	: ヒメダカ TLm=310 ppm/24h、190-230 ppm/48h 硫酸アルミニウムの沈澱したスラッジでニジマスの死亡原因として次の2つがある。 ①pH4.5ではコロイド状粒子、酸及びAl のもたらすストレス。 ②pH6.0ではコロイド状粒子
残留性・分解性	: 加水分解により水酸化アルミニウムと硫酸になる。
生態蓄積性	: 情報なし
土壌中の移動性	: 情報なし

他の有害影響 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の施行令別表第1に掲げる有害液体物質に該当する。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 消石灰、炭酸カルシウム、ソーダ灰等を加えて中和した後、廃棄する。
 廃棄の際は「廃棄物処理法」、「水質汚濁防止法」等関係法令を遵守する。

汚染容器及び包装 : 汚染容器・包装は水洗いをした後、適切な廃棄方法をとる。

14. 輸送上の注意

「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を参照すること。

国連番号 : 該当しない

品名（国連輸送名） : 該当しない

国連分類 : 該当しない

容器等級 : 該当しない

国内規制 :

陸上輸送 : 該当しない

海上輸送 : 原則として何人も海域において船舶から排出してはならない。

航空輸送 : 該当しない

輸送時の安全対策及び条件 : 取扱い及び保管上の注意による他、毒物及び劇物の運搬容器に関する基準と同等の強度を持つ耐酸性の容器に収納して運搬する。
 : 堅牢で容易に変形、破損しない容器に入れて輸送する。
 : 運搬に際しては容器から漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷などにも注意して確実に行う。

15. 適用法令

PRTR法 : 非該当

毒物及び劇物取締法 : 非該当

海洋汚染防止法 : 有害液体物質（Y物質）

労働安全衛生法 : 第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物
 (37. アルミニウム水溶性塩として該当)

水質汚濁防止法 : 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）【44 アルミニウム及びその化合物】

外国為替及び外国貿易法 : 輸出貿易管理令別表第1の16の項

16. その他の情報

「記載内容の取扱い」

記載内容は、現時点で入手出来た資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新たな知見によって改定されることがあります。記載データや評価に関しては、情報の提供であって、どのような保証をするものでもありません。なお、注意事項は通常の見取扱いを対象としたものですから、特別な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上、お取扱いください。